定期利用承認申請書

令和 年 月 日

一石狩市長

(指定管理者)

石狩総合管理協同組合

代表理事 佐藤久芳様

		受付番号	*
団体名(団体の場合)		種目	
申 請 者	(住所)		
(団体の場合は代表者)	(氏名)	電話(自宅・会社)	

※第3希望まで必ず記入して下さい。

希 望	第1希望	第2希望	第3希望
公 園 名			
施 設 名			
日時	毎週・第 曜日	毎週・第 曜日	毎週・第 曜日
口 柏	時~ 時まで	時~ 時まで	時~ 時まで
期間	令和 年 月	月 日()~ 年	月日()
利用目的		備考	

利用時間	時間	
利用料	*	円

(※印の欄は記入しないで下さい。)

別記第1号様式(第3条関係)

公園施設利用承認申請書

		令和 年	月	日			
公園名	紅葉山・紅葉山南・若葉・花川南・樽川・青葉・ヤウスバ	受付番号	*				
+ /	野球場・庭球場・陸上競技場						
施設名	(人工芝・ハード・クレー) (面)					
利用日時	令和 年 月 日()~ 年 月 日() 時 分~ 時 分 時間	利用人員		名			
上記のとお	り利用したいので承認願います。						
石狩市長 (指定管理者)	石狩市長 (指定管理者) 石狩総合管理協同組合 代表理事 佐 藤 久 芳 様						
	団体名 (団体の場合)						
申請者	氏名又は代表者名						
	(団体の場合は代表者名)						
	住所						
	電話	()					

◎大会の内容が分かる資料(大会要項、参加予定団体名等)を添付してください。(※印の欄は記入しないで下さい。)

有料公園施設利用料金減免申請書

公	園	名				
施	設	名				
			令和 年 月 日()~ 年 月 日	()		
利	用日	時	毎週・第 曜日		利用人員	
			時 分~ 時 分	時間		名
利	用料	金		円		
減	免の金	額	全部•一	部		
減	免の理	由				
上記	己のとおり	有彩				
	令和	年	月日			
‡	旨定管理者		7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7			
	団体名	(団体	なの場合)			
	氏名又は	代表	者名			
	住		所			
	電		話 ()		

	NO.	
団体名		

No.	氏	名	住	所	電話番号	年 齢	備:	考(勤務	•通学先)
									-

利用料金の減免対象は以下の理由となる場合です。

○ 石狩市有料公園施設等管理規則

別表(第7条関係)

項	区分				
1	市が公用で使用する場合				
2	市内の社会教育関係団体が本来の活 (1) スポーツ少年団、こども会その他				
	動のために使用する場合	中学生以下の教育を目的とする団体			
		のうち、その構成員の8割以上が中			
		学生以下の団体が使用する場合			
		(2) 前号に掲げるもののほか、市長が	5/10		
		別に定める団体が使用する場合			
3	市内の幼稚園及び保育所(市が設置するものを除く。)が教育又は保育活動の				
	ために使用する場合				
4	市長が別に定める福祉関係団体が本来	5/10			
5	市内の自治会及び町内会が本来の活動	5/10			
6	その他市長が認める場合 (1) 公益性が認められる場合で市長が		10/10		
		別に定めるもの			
		(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10		

○石狩市都市公園使用料減免取扱要領

石狩市有料公園施設等管理規則(平成15年規則第8号。以下「規則」という。)第7条第2項の使用料の減免の取り扱いについては、別に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 第1 規則別表2の項第2号の市長が別に定める団体とは、市内小中学校のPTA及び教育委員会で行う 社会教育団体の登録を受けたものをいう。
- **第2** 規則別表4の項の市長が別に定める福祉関係団体とは、保健福祉部で行う福祉関係団体の登録を 受けたものをいう。
- **第3** 規則別表6の項第1号の公益性が認められる場合で市長が別に定めるものとは、次に掲げるものをいう。
 - ア 国及び他の地方公共団体が市民を対象にした事業を主催する場合
 - イ 中体連及び中文連における実行委員会(全市的な活動の場合に限る。)
 - ウ 自治会・町内会が主催する敬老会
 - エ 自治会・町内会が石狩市都市公園条例(昭和 52 年条例第 11 号)第2条第1項第4号に掲げる行為 の許可を受けて使用する場合
- 第4 規則別表6の項第2号の前号に掲げるもの以外のものとは、高校、大学が教育活動の一環として使用する場合をいう。

-石狩市都市公園施設利用心得-

下記の注意事項を守って施設をお使いください。悪質なものについては利用を取り消す場合がございます。

- ① 車は決められた場所に駐車すること。
 - 路上駐車は絶対にやめましょう。
- ② 施設・備品を破損した場合、原因者の負担となります。 すみやかに公園管理棟に申し出てください。
- ③ 施設利用後は利用者が責任をもって整備すること。
- ④ 都合により指定された日時に利用しない場合は前日の午後3時までに公園管理棟に連絡すること。
 - 無連絡の場合、受付時間分の利用料金をいただきます。
- ⑤ 指定された利用時間を厳守すること。利用開始時間に遅れる場合は、必ず公園管理棟に連絡して下さい。
 - 利用開始時間を過ぎても施設が空いているときは、利用を取り消すときがあります。
- ⑥ 施設内は禁煙とします。
- ⑦ 利用団体は原則としてスポーツ傷害保険に加入して下さい。
- ⑧ 公益上やむを得ない事由により、利用承認を取り消す場合 がございますので、ご了承願います。

指定管理者:石狩総合管理協同組合

Tel $0\ 1\ 3\ 3-7\ 6-2\ 2\ 3\ 3$

公園管理者:石狩市建設水道部都市整備課

Tel $0\ 1\ 3\ 3-7\ 2-3\ 6\ 7\ 1$